

藤沢市私設保育施設保育料減免補助金交付要綱

制定 令和2年7月20日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策として市が実施した私設保育施設利用者への登園自粛要請期間において、当該利用者の登園自粛の促進により、感染拡大の防止を図るとともに、私設保育施設の安定的な運営を支援するため、保育料の減免を行った私設保育施設の設置者等に対し、保育料減免相当額を補助することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私設保育施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事に届出がされた施設をいう。ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業として、公益財団法人児童育成協会により企業主導型保育事業の助成決定を受けた施設を除く。

(2) 登園自粛要請期間

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に、市長が私設保育施設の利用者に対して登園自粛を要請した2020年（令和2年）4月13日から同年5月31日までの期間をいう。

(3) 保育料

私設保育施設を利用する児童の保護者が、当該施設の設置者との契約に基づき支払う利用料のうち、食事の提供に要する費用等の実費経費、施設管理費、及び年会費等を除き、保育に係る基本的なサービスに要する費用をいう。

(4) 保育料の減免

保育料を徴収しないこと、又は減額して徴収することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、登園自粛要請期間において、藤沢市内に住所を有する児童の保育料の減免を行った私設保育施設の設置者（以下「補助対象設置者」という。）とする。ただし、私設保育施設の設置者が保育料の減免を行わない場合には、登園自粛要請期間に登園自粛を行った当該施設を利用する

児童の保護者（以下「補助対象保護者」という。）を対象とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす児童（以下「対象児童」という。）の保護者が支払った登園自粛要請期間における私設保育施設の保育料とする。

(1) 藤沢市内に住所を有する児童

(2) 保育の必要性が認められる者として、次のいずれかに該当する児童

ア 子ども・子育て支援法第30条の4第2号又は第3号の規定に該当するものとして、同法第30条の5第1項の規定により行う認定を受けている児童

イ アに規定する認定を受けていないが、当該認定に係る規定に準じるものとして、保護者の就労、就学又は疾病等の事由により、家庭で保育が困難であると認められる児童

(3) 認可保育施設や幼稚園等、他の保育サービスを主として利用していない児童

(4) 登園自粛要請期間に利用する私設保育施設を1日以上登園自粛した（欠席した）児童

（補助金額）

第5条 補助金の交付額は、1月ごとに、対象児童に係る保育料月額に、当該月の欠席日数を開所日数（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日数）で除して得た数値を乗じて得た金額（10円未満切捨て）の登園自粛要請期間における合計額とする。ただし、対象児童1人につき、1月あたり82,000円を上限とする。

2 前項の補助金の交付額の算定に係る「保育料月額」は、対象児童が前条第2号アの規定に該当する場合には、「保育料月額から子ども・子育て支援法第30条の11第2項の規定による施設等利用費の額を差し引いて得た額」と読み替えるものとする。

3 対象児童の保護者が、補助対象経費となる保育料について、他の補助金等の交付を受けている場合には、前2項の「保育料月額」は「保育料月額から当該補助金等の交付額を差し引いて得た額」と読み替えるものとする。ただし、次条に規定する申請時点において当該補助金等の交付を受けていない場合には、この限りではないものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち補助対象設置者は、藤沢市私設保育施設保育料減免補助金交付申請書（第1号様式-1）に、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長へ申

請しなければならない。

- (1) 保育料減免に係る児童調書（一覧）（第2号様式-1）
 - (2) 保育料減免に係る児童調書（第2号様式-2）
 - (3) 対象児童の保護者に対し保育料の減免を実施したこと、又は実施することを確認できる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者のうち補助対象保護者は、藤沢市私設保育施設保育料減免補助金交付申請書（第1号様式-2）に、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長へ申請しなければならない。
- (1) 保育料減免に係る児童調書（第2号様式-2）
 - (2) 保育の提供に係る減免等実施状況確認書（第3号様式）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項の規定による申請においては、規則第3条第2項第2号及び第3号に規定する収支予算書の提出は省略するものとする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請を受けたときは、補助金交付の可否を審査し、適当と認めるものについては第5条の規定による補助金額を決定し、不相当と認めるものについては補助金の不交付を決定したうえで、藤沢市私設保育施設保育料減免補助金交付等決定通知書（第4号様式）により申請者へ通知するものとする。

（届出義務）

第8条 この補助事業において、規則第5条第1項に規定する事業着手届の提出は省略することとし、同項に規定する事業完了届は、第10条に規定する事業実績の報告とあわせて行うものとする。

（事業計画の変更）

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象設置者（以下「交付決定設置者」という。）は、当該事業の計画を変更しようとするときは、藤沢市私設保育施設保育料補助金事業計画変更承認申請書（第5号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長へ申請しなければならない。

- (1) 保育料減免に係る児童調書（一覧）（変更後）（第6号様式-1）
 - (2) 保育料減免に係る児童調書（変更後）（第6号様式-2）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による事業計画変更承認の申請があったときは、当該変更承認の適否を審査し、その結果を藤沢市私設保育施設保育料減免補助金事業計画変更承認通知書（第7号様式）により、当該変更承認の申請者に通知するものとする。

(事業実績の報告)

第10条 交付決定設置者が第6条第1項の規定による申請時点で事業を完了している場合、又は第7条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象保護者である場合には、規則第8条第1項に規定する事業実績報告書の提出は、第6条第1項又は第2項の申請書及び添付書類の提出をもって替え、事業完了届及び事業実績の報告があったものとみなす。

2 交付決定設置者が第6条第1項の規定による申請時点で事業を完了していない場合には、事業完了後、藤沢市私設保育施設保育料減免補助金事業完了届兼実績報告書(第8号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長へ届け出なければならない。なお、この場合において、規則第8条第1項第2号に規定する収支決算書の提出は省略するものとする。

- (1) 藤沢市私設保育施設保育料減免補助金実績報告書附表(第9号様式)
- (2) 対象児童の保護者への減免額受領確認書、保育料不徴収又は減免額による徴収等の通知等、当該保護者に対し保育料の減免を実施したことを確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付時期)

第11条 市長は、前条の規定による事業実績の報告の確認を行った後、交付決定者からの請求に基づき、補助金を交付する。

(書類の整備保管)

第12条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る事業の収入および支出を明らかにした帳簿を備え、且つ当該収入および支出に係る証拠書類を整備し、当該事業の完了後5年間保管しておかななければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者若しくは補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 規則第4条第2項に規定する指示又は条件に違反したとき。
- (2) 事業の施行方法が不相当であると認められるとき。
- (3) 第8条に規定する届出を行わなかったとき。
- (4) 事業の施行について不正な行為が認められるとき。

(調査)

第14条 市長は、補助金に関して必要があると認めるときは、交付決定者若しくは補助金の交付を受けた者に対して報告を求め、又は自ら調査することが

できる。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (令和 2 年 7 月 20 日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行し、令和 2 年 4 月 13 日に遡って適用する。

(廃止期日)

2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。